

# 水道・下水道係 からのお知らせ

平成16年10月分から、水道料と下水道使用料（農業集落排水含む）は1枚の納付書で請求させていただきます。

また、法律及び条例の定めるところにより、納期限後20日以内に納付がなかった場合に発生する督促手数料と、納期限後20日以内に納付がなかった場合、督促手数料とは別に納期限の翌日から延滞金が発生します。

なお、督促手数料は納付書1枚につき100円ですが、延滞金につきましては、納付金額等により支払い額が違ってきます。納期内納付についてご協力をお願いいたします。

問い合わせ先  
上下水道課

(☎893-11920)



## 二輪車リサイクルの自主取組が始まります。

国内二輪車メーカー4社と輸入事業者11社は、自主的取組として廃棄二輪車を適正に回収・リサイクルを行う仕組みを構築し、その運用を10月1日から開始します。

国内二輪車メーカー4社・輸入事業者は、二輪車の販売店及び引取窓口で二輪車ユーザーから引き取られた廃棄二輪車を集約の上、リサイクル施設で適正にリサイクルを行います。二輪車のユーザーが二輪車の廃棄を希望される際は、最寄りの本仕組みに登録された二輪車販売店（店頭のリサイクルネットワークのステッカーが掲示してあります。）または引取窓口で廃棄二輪車を引き渡していただきますようお願いいたします。

リサイクルに要する費用については、本仕組みスタート後にリサイクルマークを貼付して販売される二輪車はメーカー希望小売価格にリサイクル費用を含めるため、廃棄する場合には、リサイクル料金をいただく前に引き取ります。また、既にリサイクルマークを貼付せずに販売した二輪車については、排出時にユーザーにリサイクル料金（各メーカー・輸入事業者が公表）のお支払いをお願いしますが、本仕組みのスタートから7年間経過後の2011年10月1日からは、参加各社の対象二輪車について基本的に無料で処理いたします。（一部輸入事業者は、輸入事業者特有の流通事情等を勘案し、7年間経過後についても、二輪車リサイクルマークなし廃棄希望車両の引き取りにあたっては、費用を徴収する可能性があります。）なお、二輪車販売店において運搬料金は別途ご負担が必要となる場合があります。

本取組に参加している二輪車メーカー・輸入事業者は以下のとおりです。

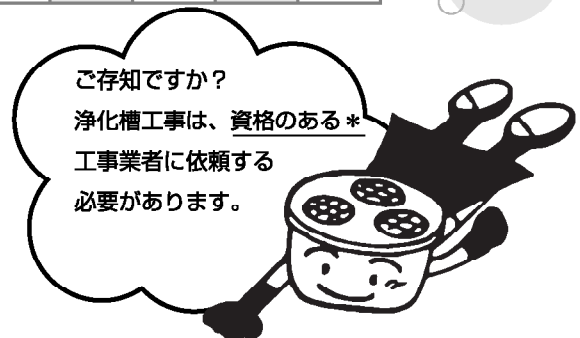
本田技研工業(株)	ヤマハ発動機(株)	スズキ(株)
川崎重工業(株)	(株)成川商会	(株)カジバ・ジャパン
(有)アプリリアジャパン	(株)福田モーター商会	(株)キムコ・ジャパン
(株)プレストコーポレーション	(有)ブライト	ドウカティジャパン(株)
ビー・エム・ダブリュー(株)	トライアンフ・ジャパン(株)	(株)エムズ商会

廃棄二輪車の引取りを行う販売店・引取窓口やお支払いが必要になる費用等の本仕組みの詳細については、二輪車リサイクルコールセンター（☎03-3598-8075 受付時間9:30~17:00<土・日・祝日は除く>）までお問い合わせください。

## 浄化槽を設置される方へ

- \* 土木・建築及び管工事業の建設業許可を持っている場合は、県への届出が必要です。
- \* 上記の建設業許可を持っていない方で浄化槽工事業を行う場合は、県への登録が必要です。

- 浄化槽工事は、浄化槽法で浄化槽設備士の資格を有する者、もしくは資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地で監督、または工事を行うこととなっています。
- なお、浄化槽設備士は工事をするときは、浄化槽設備士証を携帯することとなっています。
- 浄化槽を設置する場合は、生活雑排水をすべて接続する必要があります。
- 浄化槽登録・届出業者は、高知県建設管理課のホームページ（建設業許可について）に一覧表があります。  
([http://www.pref.kochi.jp/~k\\_kanri/index.html](http://www.pref.kochi.jp/~k_kanri/index.html))



ご存知ですか？  
浄化槽工事は、資格のある\*  
工業者に依頼する  
必要があります。

浄化槽に関する問い合わせ先  
高知県下水道課（☎823-9851）  
浄化槽設置業者に関する問い合わせ先  
高知県建設管理課（☎823-9815）